

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

帯広市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

帯広市宿泊税システム整備費補助金交付申請書

標記事業について補助金の交付を受けたいので、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

記

1 事業の目的及びその概要

2 事業の着手及び完了の予定期日

着 手 年 月 日

完 了 年 月 日

3 補助金交付申請額 金 円

事業概要書

○旅館業法の許可を受け、帯広市内で旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営む方、並びに住宅宿泊事業法の届出をして帯広市内で住宅宿泊事業を営む方が対象になります。

○本補助金の申請・受給は1施設ごとに行ってください。

1 申請者（法人・個人事業者）概要

所在地	〒 ※法人は登記住所、個人は本人確認書類の住所を記入してください。																	
申請者名	フリガナ																	
	法人名又は屋号																	
	選択	☐ 法人	法人番号															
		☐ 個人事業者	生年月日															
	旅館業法の許可番号																	
	住宅宿泊事業の届出番号																	
	代表者役職																	
	フリガナ																	
	代表者氏名		姓												名			

担当者氏名			メールアドレス		
連絡先	固定電話		携帯電話		
通知書 送付先	〒 ※所在地と別住所に送付希望の場合のみ記入をしてください。				

2 事業の内容

申請施設	フリガナ					
	施設名					
申請施設住所	〒					
業種	☐ 〈旅館・ホテル〉 ☐ 〈簡易宿所〉 ☐ 〈民泊〉 ☐ 〈システム改修〉 ☐ 〈新たなシステムの構築〉 ☐ 〈ハードウェア購入〉 ☐ 〈ソフトウェア購入〉					
事業概要	(補助事業等の内容)					
	(補助事業により見込まれる効果)					

3 補助金の交付申請額の算出根拠及び補助事業に要する経費の配分

経費区分	内 容				補助対象経費 (税抜き)
システム 改修・構築	システム名又は 事業者名				① 円
	事業スケジュール				
	事業内容				
	宿泊施設情報 ※複数の施設で同 じシステムを使用 している場合は、 各施設の情報を記 入	(1)	施設名称		/
			所在地		
		(2)	施設名称		
			所在地		
(3)		施設名称			
		所在地			
ハードウェア購入	購入機器				② 円
	納品予定日				
ソフトウェア購入	購入ソフトウェア				③ 円
	取得予定日				
補助対象経費合計 (①+②+③)					A 円
補助金（帯広市費補助）申請額					A × 1/2 以内 円
※1,000 円未満切捨 ※上限 50 万円					

※補助対象経費には、消費税や支払いに係る振込手数料を含まないこと。
 ※必要に応じ行を追加し、記載しきれない場合は複数枚の提出も可能とする。

4 経費の配分調書

単

位：円

区分	補助事業等に 要する経費	負担区分					備考
		市費補助 (申請)額	自 己 負担額	市補助金 以外の補 助金等の 額	寄附金	その他	
帯広市宿 泊税シス テム整備 費補助金							

誓 約 書

帯広市宿泊税システム整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付申請を行うにあたり、次の事項に誓約します。虚偽の宣誓を行った場合又は帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の事項に違反した場合は、補助金交付決定の全部又は一部が取り消されても、何ら意義の申立てを行いません。また、当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されている場合は、速やかに当該補助金を返還します。

- 1 申請書類等に記載した事項等について、事実と相違はありません。
- 2 要綱に定める要件を満たしています。
- 3 申請日時点において帯広市内で旅館業法（旅館・ホテル又は簡易宿所）の許可を受け又は住宅宿泊事業法の届出をして営業しており、引き続き帯広市内で事業を継続する意向があります。
- 4 帯広市宿泊税の徴収開始までに、帯広市宿泊税条例第9条に規定する特別徴収義務者としての申告等を行うことに同意します。
- 5 帯広市税の納税状況など、要綱に定める要件について帯広市が調査することに同意します。
- 6 不交付決定により、補助金が交付されないことに同意します。
- 7 事業内容等変更により、補助対象経費が増額した場合、交付決定額が増額されないことに同意します。
- 8 対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、要綱第19条の規定により、交付決定の取消しや補助金の返還等に応じるとともに、違約加算金の納付及び納期限までに納付がない場合は延滞金を納付することに同意します。
- 9 帯広市から資料の提出・検査・報告の求めがあった場合は、速やかにこれに応じます。
- 10 申請書等に記載された情報について、公的機関（税務当局、警察、市町村等）の求めに応じて帯広市が情報を提供することに同意します。
- 11 申請する者は、帯広市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団等」という。）に該当せず、将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団等が経営に参画しません。
- 12 事業を行うにあたり、暴力団等が関与する事業者への発注及び契約を締結しません。

帯広市長 様

年 月 日

事業者名

代表者名 _____ 印

※ボールペンにて自署（代表者名）・押印してください。

様式第 4 号（第 7 条関係）

資 金 収 支 計 画 書

（単位 千円）

区分	科目	月												計	備 考
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	
収入															
	計														
支出															
	計														
収支	当月分														
差額	累 計														

注 1 この計画書は、補助事業に係る月別収支計画について作成すること。
2 当該補助事業の実施のために借り入れた金額がある場合は、「科目」欄に「借入金」と記載し、かつ、借り入れた月に当該借入金の額を表示すること。

税 情 報 確 認 承 諾 書

私は、帯広市宿泊税システム整備費補助金の申請にあたり市税の滞納がないことを確認するため、担当課が税情報について取得・確認することを承諾します。

住所（所在地）：

（事業所名）：

氏名（代表者名）：



※税情報の取得を承諾される場合は、承諾書に記載、押印してください。

事 務 連 絡
年 月 日

課 長 様

課 長

市税の納税状況について(照会)

個人(法人)名：

上記の個人(法人)に係る帯広市税条例第 3 条に規定する市税の滞納の有無について、上記の承諾書に基づき照会します。

事 務 連 絡
年 月 日

課 長 様

課 長

市税の納税状況について(回答)

先に照会のありました上記の個人(法人)に係る帯広市税条例第 3 条に規定する市税については、

- 年 月 日現在、
- ☐ 滞納はありません。
 - ☐ 納税相談を実施し、分納を認め履行中です。
 - ☐ 滞納があります（収納管理システムによる確認）。
 - ☐ 課税はありません。

（以下は、「滞納があります。」にチェックをつけた場合に使用）

年 月 日、納税相談を実施し、分納を認め履行中です。

年 月 日、滞納がないことを確認しました。

帯 指令第 号
年 月 日

様

帯広市長 印

帯広市宿泊税システム整備費補助金交付決定通知書

年 月 日付けの標記事業に係る補助金交付申請については、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助対象事業名	補助対象経費	補助金額	完了期限
帯広市宿泊税システム整備費補助金	円	円	

- 2 帯広市補助金等交付要綱（昭和59年告示第152号）、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けなければなりません。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではありません。
- (1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成により効率的である場合
- (2) 交付の決定の際における補助対象経費の総額の20%以内の減少の場合
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を市長に提出し、また、職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って補助事業を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。
- 8 前項の命令に違反したときは、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 9 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 10 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は令和 8 年 2 月 20 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を市長に提出しなければなりません。
- 11 この補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に実績報告に係る補助事業の成果が適合しないときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。

- 12 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 13 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件の取得価格又は効用の増加価格が10万円以上の機械及び器具等）については、補助事業の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間）は、あらかじめ市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。また、この財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 14 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 15 前項に定める場合を除くほか、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を市に納付させることがあります。
- 16 補助事業に関する帳簿及び書類を備え、この補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければなりません。
- 17 この補助事業の完了により相当の収益が生じたときは、補助金の全部又は一部を納付しなければなりません。
- 18 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
 - (3) 補助事業に関して不正に他の補助金等（国等が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、あらかじめ市長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供したとき。
 - (5) 誓約書の誓約事項に反した場合
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
- 19 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約加算金を市に納付しなければなりません。
- 20 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければなりません。
- 21 補助金の返還を命ぜられ、当該補助金、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付を申請した補助金等（その交付が法令の規定により市の義務とされているものを除く。以下「同種の補助金等」という。）があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は同種の補助金等と未納付額とを相殺することがあります。
- 22 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は職員に帳簿及び書類その他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

様式第 7 号（第 10 条関係）

年 月 日

帯広市長 様

事業者等 住 所

氏 名 印

帯広市宿泊税システム整備費補助金交付申請取下書

標記事業について、 年 月 日付け帯 指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けましたが、次の理由によりその交付申請を取り下げたいので、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 10 条の規定により、届け出ます。

（取下げの理由）

- 注 1 この様式は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに附された条件に不服がある場合において、当該交付申請を取り下げるときに使用すること。
- 2 この様式には、取下げの理由の参考となる事項を記載した書類を添付すること。

年 月 日

帯広市長 様

事業者等 住 所

氏 名 印

帯広市宿泊税システム整備費補助事業変更承認申請書

年 月 日付け帯 第 号指令をもって補助金の交付の決定を受けた標記事業について、次のとおり変更したいので、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 変更後の補助金申請額 金 円
- 3 変更の理由

注 1 この様式は、補助事業の内容の変更、経費の配分の変更等の承認申請の場合に使用すること。

2 この様式に添付する関係書類は、交付申請の際の関係書類の様式によるものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。

なお、記載事項に変更がない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えないものとする。

帯 指令第 号
年 月 日

様

帯広市長 印

帯広市宿泊税システム整備費補助事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった帯広市宿泊税システム整備費補助金に係る補助事業の内容変更を承認し、年 月 日付け帯 指令第 号を次のとおり変更します。ただし、次の事項を承知してください。

- 1 この承認の内容は、年 月 日付け帯広市宿泊税システム整備費補助事業変更承認申請書記載のとおりです。
- 2 変更後の補助金の交付の対象となる補助対象施設の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助対象施設名	項 目	変 更 前	変 更 後
	補助対象経費		
	補助金の額		
	完了期限	年 月 日	年 月 日

注1 この様式は、補助金等の総額に変更を来す補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く）の場合に使用すること。

2 第2項の表示は、次によること。

- (1) 補助事業等の名称、補助対象経費の額、補助金の額及び完了期限は、必ず記載するものとし、必要に応じ、交付の決定の内容及び変更の内容を記載すること。
 - (2) 補助対象経費及び補助金の額につき、費目別に明らかにする必要がある場合は、当該欄を費目別に区分して使用して差し支えないものであること。
 - (3) 変更の内容は、変更前と変更後とを対照できるように記載すること。
- 3 この変更に伴い補助指令の条件を変更する必要がある場合は、この変更指令の条件として、その変更の内容を記載すること。

様式第 10 号（第 12 条関係）

年 月 日

帯広市長 様

事業者等 住 所

氏 名 印

帯広市宿泊税システム整備費補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け帯 指令第 号で補助金の交付決定通知を受けた標記事業について、次のとおり中止（廃止）したいので、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、申請します。

- 注 1 この様式は、補助金等の交付の決定を受けた事業又は事務を中止し、又は廃止しようとする場合に使用すること。
- 2 この様式には、申請時点における当該補助事業等の進捗状況（廃止の場合を除く。）その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

様式第 11 号（第 12 条関係）

帯 指令第 号
年 月 日

様

帯広市長 印

帯広市宿泊税システム整備費補助事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった帯広市宿泊税システム整備費補助事業の中止（廃止）
については、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により、承認（不
承認と）しましたので通知します。

（不承認の理由 ※不承認の場合に記載）

様式第 12 号（第 13 条）

年 月 日

帯広市長 様

事業者等 住 所

氏 名 印

帯広市宿泊税システム整備費補助事業執行遅延（不能）報告書

年 月 日付け帯 指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた標記事業について、次の理由により予定の期間内に完了する見込みがない（その遂行が困難となった）ので指示を受けたく、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 13 条の規定により報告します。

（遅延又は遂行困難の理由）

- 注 1 この様式は、補助金の交付の決定を受けた事業又は事務の執行が遅延し、又は困難となった場合に使用すること。
- 2 この様式には、報告時点における当該補助事業の進捗状況その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

様式第 13 号（第 15 条関係）

年 月 日

帯広市長 様

事業者等 住 所

氏 名 印

帯広市宿泊税システム整備費補助事業実績報告書

年 月 日付け帯 指令第 号をもって補助金の交付の決定を受けた標記事業は、年 月 日完了したので、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 15 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号

振込先銀行等の名称	支店名	口 座 番 号	口 座 名 義
		普通 当座 その他（ ）	フリガナ

注 1 「口座振替払の振込先銀行等の名称及び口座番号」欄については、「口座振替払を希望する場合に記載すること。

様式第 14 号（第 15 条関係）

事業計画（実績）書

設 立 年 月 日	
申 請 者 の 営 む 主 な 事 業	
補 助 事 業 の 内 容	
補 助 事 業 の 成 果	
備 考	

注 1 補助事業の内容は、詳細に記載すること。

2 補助金の交付を受けようとする者が法人以外の団体の場合にあつては、その運営の状況を「備考」欄に記載すること。

3 「補助事業の成果」欄には、補助事業の実施により得られた具体的な成果を記載すること。

様式第 15 号（第 15 条関係）

補 助 金 等 精 算 書

区分	計 画				実 施				補 助 率 I	補助金等の交付 の決定		補助金 等精算 額 L	補助金 等領収 済額 M	補助金 等精算 額に 対する 領収未 済額 (L－M) N	補助事業等に係る経費の 債務確定額			不用額 (K－L) R	備 考
	補助事 業等に 要する 経費 A	補助対 象経費 B	補助基 準によ り算出 した額 C	補 助 基本額 D	補助事 業等に 要した 経費 E	補助対 象経費 F	補助基 準によ り算出 した額 G	補 助 基本額 H		年月日 番号 J	金額 K				支払済 額 O	支払未 済額 P	計 Q		
	円	円	円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円	円	円	
帯広市宿泊税シ ステム整備費補 助金									1/2 以内										
合計																			

- 注 1 「区分」欄には、事務又は事業の名称（必要があるときは、細分された項目等当該補助事業等において区分すべきこととされている事項）を記載すること。
- 2 「計画」欄には、申請の際の額（変更の承認があったときは、変更後の額）を記載すること。
- 3 「補助金等の交付の決定」欄中「年月日番号」欄には当初の交付決定の年月日、番号を記載し、「金額」欄には交付決定額（変更があったときは、変更後の額）を記載すること。
- 4 「補助金等精算額」欄には、実施に係る補助基本額(H)に補助率(I)を乗じて得た額を記載すること。ただし、補助金等の算出が他の方法によっている場合は、その方法により算出した額を記載し、かつ、「備考」欄にその算出方法を明記すること。

様式第 16 号（第 15 条関係）

事業精算書

事業名 帯広市宿泊税システム整備費補助金

収入の部

科 目	予 算 額		精 算 額	内 訳		備 考
	当 初	更正後の額		収入済額	収入未済額	
	円	円	円	円	円	

支出の部

科 目	予 算 額		精 算 額	内 訳		不 用 額	備考
	当 初	更正後の額		支出済額	支出未済額		
	円	円	円	円	円	円	

上記のとおり精算したことを証明します。
年 月 日

(補助事業者等) 印

- 注 1 この様式には、当該補助事業等に要した経費のみを記載すること。
- 2 「予算額」欄中「更正後の額」欄には、補助事業者等の議決機関等における最終の更正後の額（予算の流用による更正後の額を含む。）を記載すること。
- 3 「収入未済額」及び「支出未済額」欄には、債権又は債務が確定している額を記載し、かつ、債務者又は債権者の住所氏名を「備考」欄に記載すること。
- 4 「不用額」欄には、「更正後の額」（更正していない場合は、「当初」）欄に記載した額から「精算額」欄に記載した額を控除した額を記載すること。

様式第 17 号（第 16 条関係）

帯 第 号
年 月 日

様

帯広市長 印
(政策推進部税務室市民税課担当)

帯広市宿泊税システム整備費補助金額確定通知書

年 月 日付けで提出のあった補助事業実績報告書を審査（及び実地検査）した結果、
帯広市宿泊税システム整備費補助金事業に係る補助金の額を次のとおり確定したので、帯広市宿
泊税システム整備費補助金交付要綱第 16 条第 1 項の規定により、通知します。

記

補助金の確定額 金 円

年 月 日

帯広市長 様

事業者等 住 所

氏 名

印

帯広市宿泊税システム整備費補助金取得財産等処分申請書

帯広市宿泊税システム整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したので、帯広市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第 20 条第 4 項の規定により、申請します。

1 補助対象施設等

補助対象施設	〒（ ）
	所 在 地：
	施設名称：
担当者	氏 名：
	電話番号：
	メールアドレス：

2 処分しようとする財産の明細

3 処分の内容

4 処分しようとする理由

5 その他必要な書類